

さ情審査答申第50号
平成20年7月11日

さいたま市代表監査委員 中村正彦様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池保夫

答申書

平成19年10月22日付けで貴職から受けた、「課長以上の職にある者」（服務規程12条）で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」（同）の原本（2005年度人事異動に係るもの）（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

なお、類似の事案であるため、別紙記載の諮問第62号から第64号及び諮問第67号から第71号を併合して審議いたしました。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報は、不存在と認められる。

よって、本件対象行政情報を非公開としたさいたま市監査委員（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

- (1) さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成19年10月5日付け監査監第871号により実施機関が行った本件処分について取り消しを求める。
- (2) 本件処分の先行行為であった、本事務引継書の保存期間の決定行為及び廃棄行為は、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）に照らして違法であったとの確認的宣言を求める。
- (3) 改めて再決定通知により、「不存在」理由について必要にして充分な記載を具体的かつ明確に提示すべきことを求める。
- (4) 平成18年度文書である事務引継書の保存期間の指定について、現行

の「1年」を遡及訂正し、本来の「3年（ただし部長は5年、局長・区長は10年）」にすべきことを求める。

- (5) 改善意見として、事務引継書にかかる個別フォルダーの表示について、例えば「服務・休暇全般（事務引継書を含む）」といったように、又は独立した個別フォルダーとして説明を加え、明確化すべきことを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件処分には、本事務引継書の「不存在」にかかる理由の記載が不充分であったという瑕疵があり、この瑕疵は違法とまではいえないにしても、明白であり（保存期間「1年」の設定根拠が示されていない）、また軽微ともいえない（説明責務の欠落）ので、本件処分は不当であるとの謗りは免れえない。
- (2) 事務引継書にかかる個別フォルダーの表示について、現行の「服務・休暇全般」では事務引継書の存在を認識することができない。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

- 1 本件対象行政情報は、さいたま市職員服務規程（平成13年さいたま市訓令第6号）第12条により、課長以上の職にあるものが、作成を義務付けられている事務引継書である。当該事務引継書は、平成17年度に作成したものであり、保存期間を1年と定めていたため、平成19年4月1日付で廃棄済みであり、本件行政情報公開請求については文書不存在により非公開決定としたものである。なお、さいたま市監査事務局規程（平成13年さいたま市監査委員告示第1号）第9条により、監査事務局が所管する文書の取扱いは、文書管理規則に従い行われる。
- 2 文書管理規則第35条第6項で、「各課に共通する文書は、文書主管課長が別に定める全庁共通ファイル基準表に従い、整理保管しなければならない」とされており、また同規則第36条第4項ただし書で、「前条第6項の全庁共通ファイル基準表に係る個別フォルダーの保存期間については、文書主管課長が定めるものとする。」となっている。事務引継書は各課に共通する文書であり、全庁共通ファイル基準表に従って、1年保存とされていた個別フォルダー「服務・休暇全般」に入れて管理をしていた。このことから、廃棄済みで不存在であることは明らかである。
- 3 本件処分については、公開しない理由として本件対象行政情報については1年の保存期間満了後に廃棄済みのため文書不存在である旨を述べてお

り理由の記載が不充分であるという瑕疵はない。そのため、処分を取り消し、理由付記をして再度非公開決定をする必要はない。また、本件対象行政情報の廃棄については、文書管理規則第36条第4項ただし書により文書主管課長が定めた全庁共通ファイル基準表に定められた保存期間を満了したことから廃棄したものであり、違法性はない。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報の不存在について

実施機関は、本件対象行政情報である事務引継書を平成17年度全庁共通ファイル基準表に従って、個別フォルダー「服務・休暇全般」に収納して管理していたところ、当該フォルダーの保存期間が1年とされていたため、保存期間経過後である平成19年4月1日付けで廃棄したので、本件対象行政情報は存在である旨述べており、他に本件対象行政情報の存在を窺わせる具体的な事情も存在しない。

よって、本件対象行政情報は存在であると認めるのが相当である。

2 理由の記載が不充分であるとの主張について

異議申立人は、本事務引継書の不存在にかかる理由の記載が不充分である旨主張する。しかし、実施機関は、本件対象行政情報の保存期間が1年であることを明示したうえで、保存期間を満了したので廃棄した、との不存在の理由を示している。よって、理由の記載が不充分であるとは認められない。

3 異議申立人は、本件処分の先行行為であった事務引継書の保存期間の決定行為及び廃棄行為が違法であったとの確認的宣言を求めているが、これは当審査会が判断すべき事項の範囲外に属するものである。

4 保存期間の遡及訂正の主張について

異議申立人は事務引継書の保存期間を遡及訂正して「3年（ただし部長は5年、局長・区長は10年）」にすべきと主張するが、これも当審査会の判断すべき事項の範囲外に属するものであり、また本件処分に関するものではない。

5 事務引継書にかかる個別フォルダーの表示について

異議申立人の主張は、「改善意見」ということであり、本件処分に関するものではない。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮詢事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成19年10月22日	諮詢の受理
②	同年 12月14日	実施機関から理由説明書を受理
③	同年 12月20日	審議
④	平成20年 3月 6日	審議
⑤	同年 4月17日	審議
⑥	同年 5月15日	審議
⑦	同年 6月19日	異議申立人からの意見聴取及び審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)

別紙 併合審議をした諮問案件

諮問番号	諮問をした実施機関	諮問の内容
諮問第62号	選挙管理委員会	「「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問
諮問第63号	監査委員	「「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問
諮問第64号	農業委員会	「「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問
諮問第67号	議会	「「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問
諮問第68号	教育委員会	「「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する審査請求に係る諮問
諮問第69号	人事委員会	「「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問
諮問第70号	市長	「本庁の「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」、「本庁の「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で7級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」及び「本庁の「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する異議申立てに係る諮問
諮問第71号	市長	「「課長以上の職にある者」(服務規程12条)で6～8級職の職員の引き受けた「事務引継書」(同)の原本(2005年度人事異動に係るもの)」の非公開決定に対する審査請求に係る諮問